

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

信用保証制度

平成 28 年熊本地震により事業に影響が生じている事業者が、事業の再建や経営の安定のために金融機関から借入れをする場合、一般保証とは別枠で、以下の保証制度を利用することが出来ます。

1. セーフティネット保証4号（熊本県）

平成 28 年熊本地震により売上げの減少等一定の影響を受けた事業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金を借り入れる場合に、信用保証協会が保証する制度です。

（対象者）

下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（直接的な被害を受けた方に限りません）

（イ）熊本県内において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※当該災害の影響を受けた後、最近1ヶ月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応をするので、市町村窓口へ相談下さい

※申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります

（対象となる資金の用途）

事業の再建に必要な資金

（保証限度額）

無担保8千万円、最大2億8千万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

（保証料率）

信用保証協会所定の料率のため、信用保証協会にお問い合わせください

（保証期間）

個別に信用保証協会とご相談ください

（保証人）

原則第三者保証人は不要

（問い合わせ先）

熊本県信用保証協会

【出典】熊本県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に被害を受けられた中小企業・小規模事業者の皆さまへ』

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

<http://www.kumamoto-cgc.or.jp/news/20160425.html>

3. 災害関係保証（熊本県）

平成 28 年熊本地震により事業用資産に東海・火災等直接的な被害を受けた事業者が、金融機関から事業の再建に必要な資金を借り入れる場合に、信用保証協会が保証する制度です。

（対象者）

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方

※市町村等が発行する罹災証明書が必要ですが、提出時期は柔軟に対応するので、ご相談下さい。

（対象となる資金の用途）

事業の再建に必要な資金

（保証限度額）

無担保 8 千万円、最大 2 億 8 千万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

（保証料率）

信用保証協会所定の料率のため、信用保証協会にお問い合わせください

（保証期間）

個別に信用保証協会とご相談ください

（保証人）

原則第三者保証人は不要

（問い合わせ先）

熊本県信用保証協会

【出典】熊本県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に被害を受けられた中小企業・小規模事業者の皆さまへ』

<http://www.kumamoto-cgc.or.jp/news/20160425.html>

4. 震災支援短期資金（熊本県）

平成 28 年熊本地震により直接的、間接的な被害を受けた中小企業者に当面の運転資金をスピーディーかつ積極的に応援する制度です。

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（対象者）

震災により直接的、間接的な被害を受けた中小企業事業者

（保証限度額）

月商の1ヶ月以内。

（保証期間）

6ヶ月以内。

（保証料率）

年0.45%～2.20%

（返済方法）

一括

（担保）

原則不要

（期限到来時の対応）

長期資金への借換えることができます。

別口で公的な融資制度等を活用することで、新たな資金調達も可能となります。

（問い合わせ先）

熊本県信用保証協会

【出典】熊本県信用保証協会『震災支援短期資金』

<http://www.kumamoto-cgc.or.jp/pdf/news/2016/20160425a.pdf>

5. セーフティネット保証4号（大分県、鹿児島県）

セーフティネット保証4号の指定地域に大分県全域、鹿児島県全域を追加しました。

（対象者）

下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（直接的な被害を受けた方に限りません）

（イ）大分県又は鹿児島県内において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※当該災害の影響を受けた後、最近1ヶ月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応をするので、市町村窓口へご相談下さい

※お申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります。

（対象となる資金の用途）

経営の安定に必要な資金

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（保証限度額）

無担保8千万円、最大2億8千万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

（保証料率）

信用保証協会所定の料率のため、信用保証協会にお問い合わせください

（保証期間）

個別に信用保証協会とご相談ください

（保証人）

原則第三者保証人は不要

（問い合わせ先）

・大分県信用保証協会 保証一課 TEL 097-532-8246
保証二課 TEL 097-532-8247

・鹿児島県信用保証協会 保証部 TEL099-223-0271
経営支援部 TEL099-223-0274

【出典】大分県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に被害を受けられた中小企業・小規模事業者の皆さまへ』

<http://www.oita-cgc.or.jp/news/detail/120>

鹿児島県信用保証協会『平成 28 年熊本地震に係る災害に関するセーフティネット4号の指定について』

http://kagoshima-cgc.or.jp/information/news/post_55.html

6. 地域産業振興資金（災害復旧融資〈特別融資〉）（大分県）

大分県では、平成 28 年熊本地震により被災した中小企業者の支援のために大分県の制度資金について特別融資を適用するとともに、相談窓口を設置しております。

（対象者）

中小企業者であって地震により被災（地震を原因とする災害を含む）し復旧を図ろうとする者

（対象経費）

今般の地震により設備の損壊若しくは資材のき損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じていることについて、当該融資を受けようとする者の所在地を管轄する市町村長が、被災又は売上の減少等について証明した者の復旧又は経営の安定のために必要な資金

（融資限度額）

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

企業 3,500万円、組合 7,000万円

（融資期間）

設備資金 10年以内（うち据置1年以内）

運転資金 7年以内（うち据置1年以内）

（融資利率）

年 0.8% ※災害復旧融資＜一般融資＞では年 2.1%

（保証料率）

年 0% ※災害復旧融資＜一般融資＞では年 0.85%

（返済方法）

一括

（担保）

原則として第三者保証人不要、必要に応じて担保徴。

（その他の条件）

市町村の証明書が必要

（取扱金融機関）

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、
大分県信用組合、商工中金大分支店

（申込先）

上記取扱金融機関、商工会議所、商工会

（取扱期間）

平成 28 年 4 月 22 日～平成 28 年 10 月 31 日

（相談窓口）

- ・大分県信用保証協会 保証一課 TEL 097-532-8246
保証二課 TEL 097-532-8247

【出典】大分県信用保証協会『平成28年熊本地震により被災した中小企業者に対する大分県制度の取扱いについて』

<http://www.oita-cgc.or.jp/news/detail/120>